

国土交通省MLITロゴの使用について

国土交通省及び国土交通省職員以外の第三者は、原則として英語ロゴを使用することはできません。ただし、以下の場合には使用することができます。

1. 国土交通省からの委託を受けて英語ロゴ入りの物品等を製作する場合。
2. 国土交通省の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、国土交通省の委託を受けていることを、英語ロゴを用いて表示をする場合。
3. 国土交通省が後援、協賛、監修等を行う事業、行事等において製作する資料や物品に、国土交通省が前記の後援等を行うことを、英語ロゴを用いて表示する場合。
4. その他国土交通省の広報活動に有用な場合であって、大臣官房広報課が使用を認めた場合。

上のいずれかに該当し、国土交通省英語ロゴの使用を希望する場合は、当該事業等の担当部署または大臣官房広報課までご相談下さい。